

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月30日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第7号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「公布する旨及び」及び「を明らかにした公布文を付し、その末尾に」を削り、「教育長が署名する」を「及び教育長名を記入する」に改め、同条第2項中「及び区役所」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要と認めるときは、これに代えて、インターネットを利用して行うものとする。

第24条及び第25条を次のように改める。

(教育委員会が定める規程の公表)

第24条 前条の規定は、教育委員会が定める規程(規則を除く。)で公表を要するものについて準用する。この場合において、前条第1項中「教育長名」とあるのは、「教育委員会名」と読み替えるものとする。

(教育長が定める規程の公表)

第25条 第23条の規定は、教育長が定める規程で公表を要するものについて準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)